

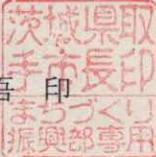
取まち発第474号
令和3年7月26日

一般廃棄物処理業許可証

未来産業

代表 古谷 等 様

取手市長 藤井 信吾 印



令和3年7月16日付けで申請のあった一般廃棄物処理業の許可申請については、下記のとおり許可します。

記

許可番号	第 R3-1号
取扱廃棄物の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物 (ただし家庭から排出される一時多量ごみに限る) ・特定家庭用機器廃棄物 (ただし家庭から排出される一時多量ごみに限る)
業の区分	収集・運搬
搬入先又は最終処分の場所	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の搬入先 常総環境センター（茨城県守谷市野木崎4605番地） ・特定家庭用機器廃棄物の搬入先 平和貨物運送株式会社本社営業所（下妻市下木戸365番地1）
許可の区域	取手市内全域
許可の期間	令和3年7月26日から令和5年7月25日まで
許可の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 この許可証は、他人に貸与し、または譲渡してはならない。 2 許可期限が切れたとき、または不要となったときは、直ちに返還しなければならない。 3 常総環境センター内においては、係員の指示に従わなければならない。 4 処理、処分施設、車両、器材及び上記の内容に変更があったときは、すみやかに届出なければならない。 5 法令、条例、規則、上記事項及び市長の指示に従わなければならぬ。もし違反したり、指示に従わないときは、許可の取り消しその他の処分を下すことがあります。